

平成 27 年 9 月

公共債・公社債投資信託をお持ちのお客様 各位

株式会社京都銀行

公共債・公社債投資信託の『特定口座』への受入れのご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 1 月から公共債等（公共債・公社債投資信託）の税制が改正されます。これに伴い、公共債（国債・地方債）・公社債投資信託の特定口座への受入れが可能となり、損益通算範囲が拡大されます。詳しくは、HP に掲載している「公共債等の税制改正に関するご案内」をご覧ください。

つきましては、当行にて公共債等をお持ちのお客様に特定口座の開設、受入れにかかる書類一式をお送りさせていただきます。

ご不明の点につきましては、お取引店までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 書類をお送りするお客様

- (1) 7 月末時点で公共債（国債・地方債）をお持ちのお客様
- (2) 7 月末時点で公社債投資信託をお持ちのお客様

※封筒の表面右下に当行名、裏面の「差出人」は当行の業務委託先である「日本電子計算株式会社 BPO 事業部」と記載しております。

2. お手続き

- (1) 当行で特定口座を未開設のお客様におかれましては、お送りした書類に必要事項をご記入のうえ、ご本人の確認書類とともに、平成 27 年 11 月 12 日までに返信いただきますようお願い申し上げます。
- (2) 当行で特定口座を既に開設済のお客様におかれましては、平成 28 年 1 月 1 日をもって、公共債・公社債投資信託を特定口座に組入れさせていただきます。組入を希望されない場合は、平成 27 年 12 月 30 日までにお取引店にご連絡ください。

ご不明の点につきましては、お取引店までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

以 上

公共債等の税制改正に関するご案内

平成28年1月から、公共債（国債、地方債）及び
公社債投資信託等の税制が大幅に変わります

改正前

平成28年1月

改正後

公共債等の
利子
(注1)

20.315% (源泉分離課税)※1
上場株式等との損益通算不可

公共債等の
譲渡損益
(注2)

非課税
上場株式等との損益通算不可

公共債の
償還損益

累進税率(総合課税)
上場株式等との損益通算不可

公共債等の
利子・分配金・
譲渡損益・償還損益

20.315%※1
(申告分離課税)

上場株式等※2との
損益通算が可能

※1 税率20.315%の内訳は、所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%です。

※2 公募株式投資信託を含みます。

税制改正のポイント

- ①公共債・公社債投資信託の利子・分配金、売買や償還にかかる損益が、上場株式等の売買損益や配当等と**通算可能**になります。(注1、注3)
- ②公共債・公社債投資信託が**特定口座の対象**になります。
- ③公共債・公社債投資信託の**譲渡益が課税対象**になります。

(注1) 公募公社債投資信託やMRF・MMF等の普通分配金を含みます。

(注2) 公募公社債投資信託の解約・償還損益を含みます。

(注3) 公社債の売買損や償還損(デフォルトによる損失を含みます)が考慮されます。

- 公共債等の利子・分配金については利子所得として源泉徴収後（20.315%）※1 申告不要を選択することができます。
- 特定口座（源泉徴収あり）をご利用いただいた場合、口座内で損益通算が行われ、原則として確定申告が不要となります。
- 公共債及び公社債投資信託について、平成28年1月より特定口座のご利用を希望される場合は、所定の手続きが必要となります。

※当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。

※税制改正の概要について説明するために京都銀行が作成したものです。

※当資料は作成時点で当行が知りえる情報に基づくものであり、今後、税制等が改正された場合は変更となる可能性があります。